

IV 結果の概要

1 雇用の状況

(1) 正社員等雇用

正社員等雇用判断D.I.（令和8（2026）年7～9月期実績見込）をみると、調査産業計で+6ポイントとなった。

産業別にみると、「不動産業、物品賃貸業」及び「学術研究、専門・技術サービス業」がいずれも+12ポイント、「建設業」及び「情報通信業」がいずれも+11ポイントなどでプラスとなる一方、「金融業、保険業」△1ポイントでマイナスとなった。

正社員等雇用判断D.I.（令和8（2026）年10～12月期見込）をみると、調査産業計で+8ポイントとなった。

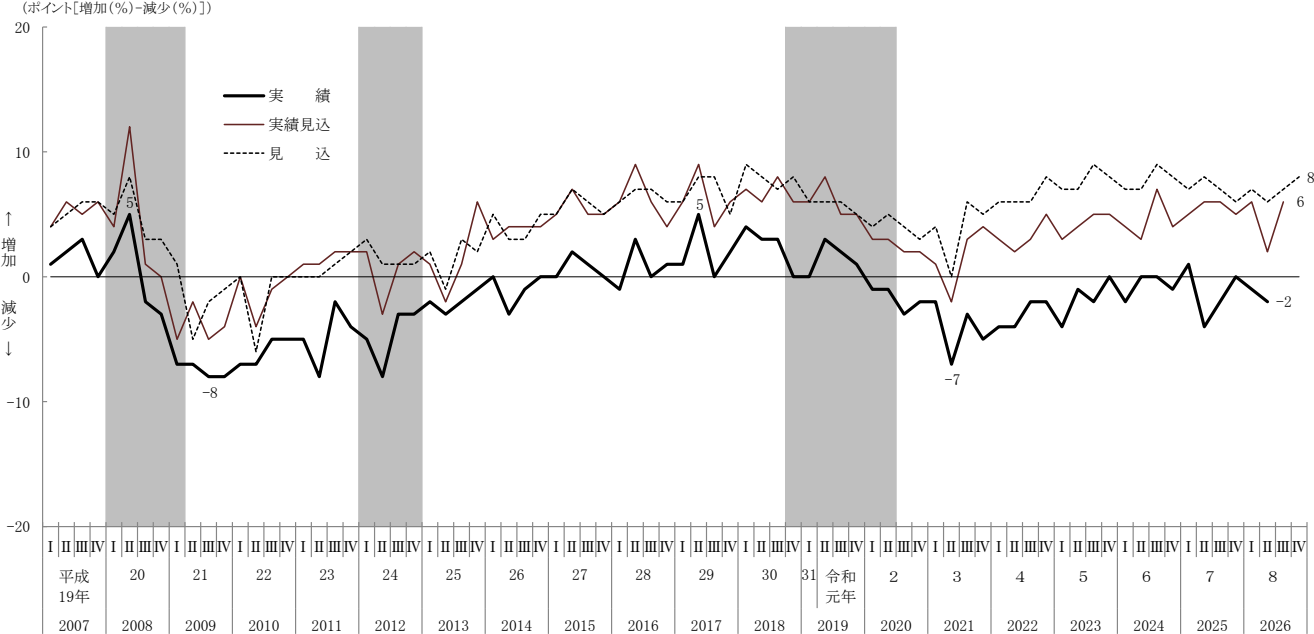
産業別にみると、「情報通信業」+18ポイント、「不動産業、物品賃貸業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」がいずれも+11ポイントなどでプラスとなった。（表1、図1、付属統計表第2表）

表1 産業別正社員等雇用判断状況及び雇用判断D.I.（季節調整値）

産 業	実績（令和8（2026）年4～6月期）			実績見込（令和8（2026）年7～9月期）			見込（令和8（2026）年10～12月期）		
	（「増加」－「減少」，単位：％、ポイント）								
	増加	減少	D.I.	増加	減少	D.I.	増加	減少	D.I.
調 査 産 業 計	14	16	△ 2	16	10	6	13	5	8
建 設 業	19	11	8	17	6	11	12	3	9
製 造 業	15	17	△ 2	17	10	7	15	5	10
情報通信業	23	23	0	24	13	11	22	4	18
運輸業，郵便業	13	14	△ 1	16	8	8	12	3	9
卸売業，小売業	12	12	0	11	9	2	9	4	5
金融業，保険業	11	20	△ 9	11	12	△ 1	11	11	0
不動産業，物品賃貸業	15	15	0	21	9	12	16	5	11
学術研究，専門・技術サービス業	15	20	△ 5	21	9	12	17	10	7
宿泊業，飲食サービス業	9	17	△ 8	12	6	6	10	5	5
生活関連サービス業，娯楽業	11	11	0	10	10	0	8	6	2
医療業，福祉サービス業	10	22	△ 12	16	16	0	13	8	5
サービス業（他に分類されないもの）	15	12	3	14	7	7	14	3	11

注：無回答を除いて集計している。

図1 正社員等雇用判断D.I.の推移（調査産業計・季節調整値）



注：「正社員等」については、平成19（2007）年11月調査以前は「常用」として調査していた。そのため、実績は平成19（2007）年Ⅳ期、実績見込は平成20（2008）年Ⅰ期、見込は平成20（2008）年Ⅱ期以降の数値とは厳密には接続しない。
*「常用」…雇用期間を定めずに雇用されている者をいう。パートタイムは除く。
「雇用判断D.I.」とは、当該期間末を前期間末と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。
ローマ数字は四半期（Ⅰ：1～3月、Ⅱ：4～6月、Ⅲ：7～9月、Ⅳ：10～12月）を示す。
網掛け部分は内閣府の景気基準日付（四半期基準日付）による景気後退期を示す。
無回答を除いて集計している。

(2) パートタイム雇用

パートタイム雇用判断D.I. (令和8(2026)年7～9月期実績見込) をみると、調査産業計で+1ポイントとなった。

産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」+6ポイント、「不動産業、物品賃貸業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」がいずれも+3ポイントなどでプラスとなる一方、「情報通信業」△4ポイント、「運輸業、郵便業」△3ポイント、「生活関連サービス業、娯楽業」△2ポイントなどでマイナスとなった。

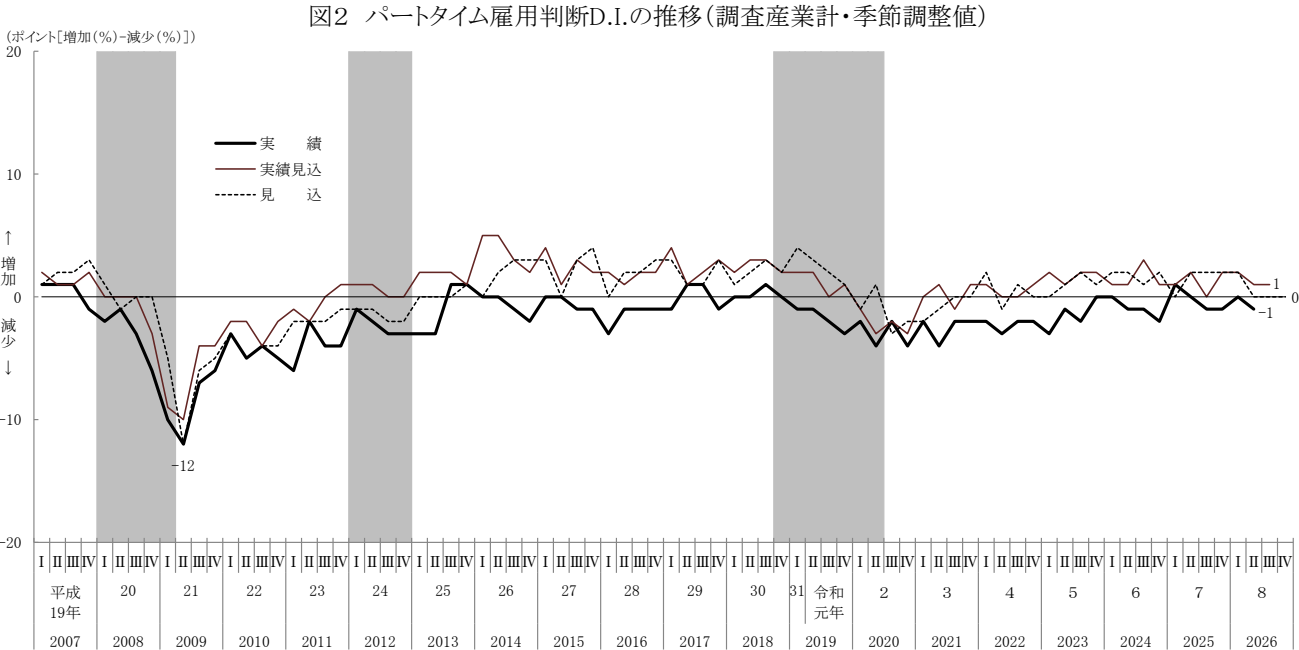
パートタイム雇用判断D.I. (令和8(2026)年10～12月期見込) をみると、調査産業計で0ポイントとなった。

産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」+8ポイント、「サービス業（他に分類されないもの）」+7ポイント、「製造業」及び「不動産業、物品賃貸業」がいずれも+2ポイントなどでプラスとなる一方、「生活関連サービス業、娯楽業」△4ポイント、「金融業、保険業」△3ポイント、「卸売業、小売業」△2ポイントなどでマイナスとなった。(表2、図2、付属統計表第2表)

表2 産業別パートタイム雇用判断状況及び雇用判断D.I.(季節調整値)

産 業	実績(令和8(2026)年4～6月期)			実績見込(令和8(2026)年7～9月期)			見込(令和8(2026)年10～12月期)		
	増加	減少	D.I.	増加	減少	D.I.	増加	減少	D.I.
調査産業計	9	10	△1	8	7	1	5	5	0
建設業	1	4	△3	4	2	2	2	1	1
製造業	6	6	0	6	5	1	4	2	2
情報通信業	12	5	7	2	6	△4	7	7	0
運輸業、郵便業	6	12	△6	6	9	△3	5	6	△1
卸売業、小売業	12	13	△1	8	7	1	4	6	△2
金融業、保険業	2	8	△6	6	7	△1	4	7	△3
不動産業、物品賃貸業	10	7	3	8	5	3	4	2	2
学術研究、専門・技術サービス業	6	7	△1	4	2	2	3	3	0
宿泊業、飲食サービス業	13	12	1	17	11	6	13	5	8
生活関連サービス業、娯楽業	12	16	△4	10	12	△2	6	10	△4
医療、福祉	9	12	△3	9	7	2	5	5	0
サービス業(他に分類されないもの)	12	12	0	10	7	3	11	4	7

注：無回答を除いて集計している。



注：「雇用判断D.I.」とは、当該期間末を前期間末と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。
ローマ数字は四半期（Ⅰ：1～3月、Ⅱ：4～6月、Ⅲ：7～9月、Ⅳ：10～12月）を示す。
網掛け部分は内閣府の景気基準日付（四半期基準日付）による景気後退期を示す。
無回答を除いて集計している。

2 労働者の過不足状況

(1) 正社員等労働者

令和8(2026)年8月1日現在の正社員等労働者過不足判断D.I.をみると、調査産業計で+47ポイントの不足超過となった。

産業別にみると、特に「運輸業、郵便業」、「建設業」、「学術研究、専門・技術サービス業」などで人手不足感が高くなっている。(表3、図3、図4、付属統計表第3-1表)

表3 産業別正社員等労働者過不足状況及び正社員等労働者過不足判断D.I.

(「不足」-「過剰」, 単位: %, ポイント)

産 業	令和8(2026)年2月調査 1)			令和8(2026)年5月調査 1)			令和8(2026)年8月調査 1)		
	不足	過剰	D.I.	不足	過剰	D.I.	不足	過剰	D.I.
調 査 産 業 計	52	3	49	49	2	47	50	3	47
建 設 業	62	2	60	60	1	59	59	0	59
製 造 業	51	4	47	47	3	44	49	4	45
情 報 通 信 業	63	1	62	55	1	54	54	2	52
運 輸 業 , 郵 便 業	64	1	63	56	1	55	62	1	61
卸 売 業 , 小 売 業	33	3	30	34	3	31	31	5	26
金 融 業 , 保 険 業	35	-	35	33	1	32	33	2	31
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	48	1	47	38	2	36	43	1	42
学術研究, 専門・技術サービス業	64	2	62	56	2	54	62	3	59
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	40	2	38	40	2	38	33	1	32
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	37	4	33	39	3	36	41	3	38
医 療 , 福 祉	59	3	56	60	3	57	60	5	55
サービス業(他に分類されないもの)	56	2	54	50	2	48	52	1	51

注: 無回答を除いて集計している。

1) 「2月調査」は2月1日現在、「5月調査」は5月1日現在、「8月調査」は8月1日現在の状況である。

(2) パートタイム労働者

令和8(2026)年8月1日現在のパートタイム労働者過不足判断D.I.をみると、調査産業計で+26ポイントの不足超過となった。

産業別にみると、特に「サービス業(他に分類されないもの)」、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」などで人手不足感が高くなっている。(表4、図3、付属統計表第3-1表)

表4 産業別パートタイム労働者過不足状況及びパートタイム労働者過不足判断D.I.

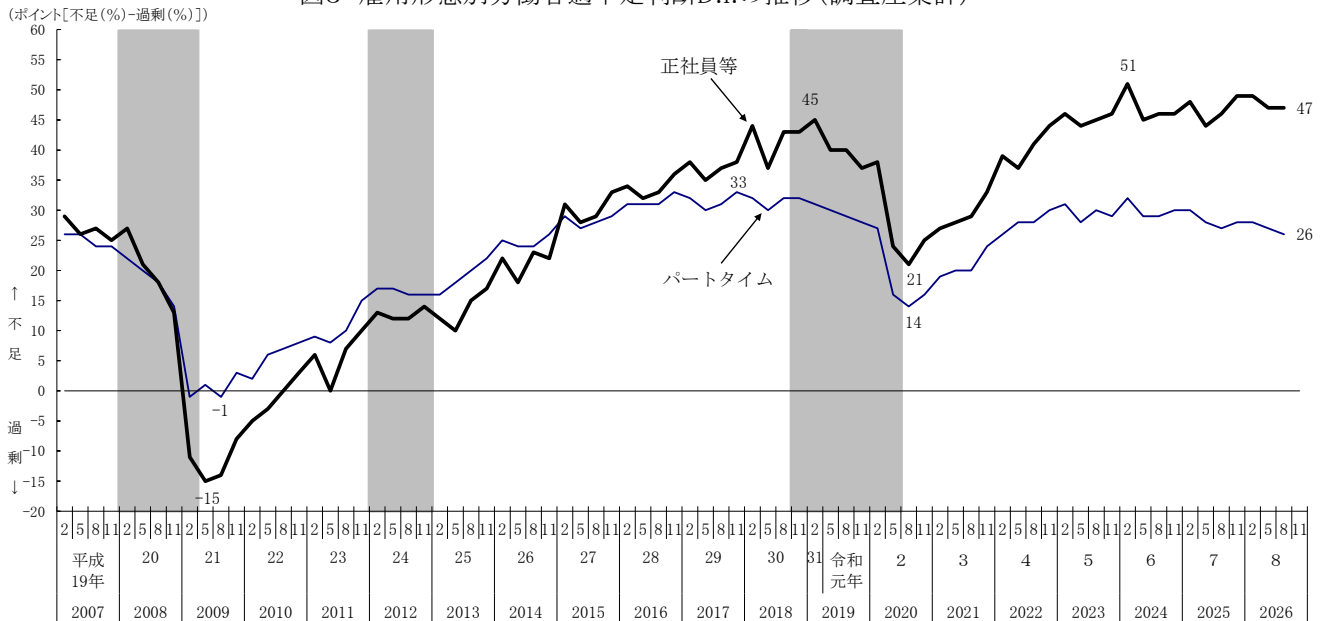
(「不足」-「過剰」, 単位: %, ポイント)

産 業	令和8(2026)年2月調査 1)			令和8(2026)年5月調査 1)			令和8(2026)年8月調査 1)		
	不足	過剰	D.I.	不足	過剰	D.I.	不足	過剰	D.I.
調 査 産 業 計	31	3	28	30	3	27	28	2	26
建 設 業	6	1	5	7	1	6	6	1	5
製 造 業	16	2	14	16	2	14	17	3	14
情 報 通 信 業	12	-	12	10	-	10	9	3	6
運 輸 業 , 郵 便 業	33	1	32	36	3	33	31	2	29
卸 売 業 , 小 売 業	37	3	34	38	3	35	35	3	32
金 融 業 , 保 険 業	16	2	14	11	1	10	10	2	8
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	26	1	25	28	1	27	25	1	24
学術研究, 専門・技術サービス業	10	2	8	12	3	9	11	1	10
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	44	3	41	47	5	42	36	2	34
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	36	4	32	42	3	39	37	5	32
医 療 , 福 祉	38	4	34	35	5	30	34	3	31
サービス業(他に分類されないもの)	50	1	49	44	3	41	43	1	42

注: 無回答を除いて集計している。

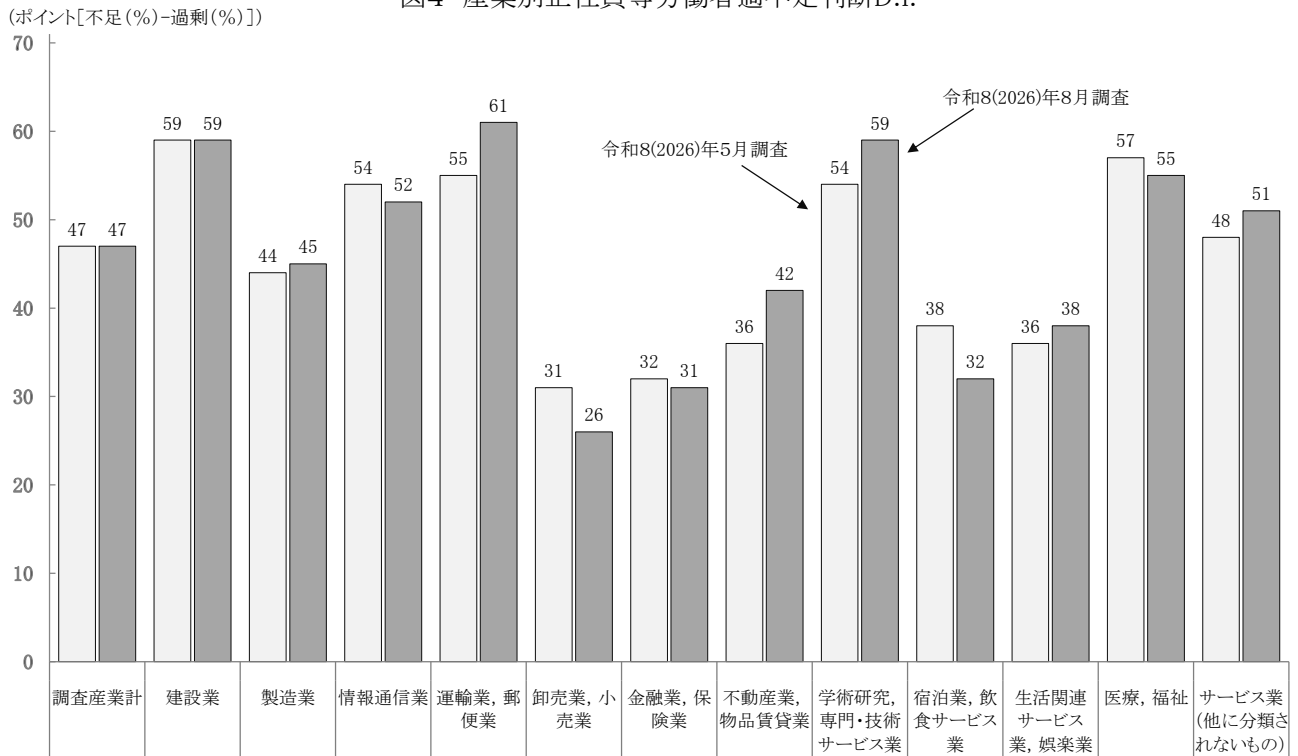
1) 「2月調査」は2月1日現在、「5月調査」は5月1日現在、「8月調査」は8月1日現在の状況である。

図3 雇用形態別労働者過不足判断D.I.の推移(調査産業計)



注: 「正社員等」については、平成19(2007)年11月調査以前は「常用」として調査していたため、平成20(2008)年2月調査以降の数値とは厳密には接続しない。
 *「常用」…雇用期間を定めずに雇用されている者をいう。パートタイムは除く。
 「労働者過不足判断D.I.」とは、「不足」と回答した事業所の割合から「過剰」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。
 グラフ横軸の「2」は2月1日現在、「5」は5月1日現在、「8」は8月1日現在、「11」は11月1日現在の状況を示す。
 網掛け部分は内閣府の景気基準日付(四半期基準日付)による景気後退期を示す。
 無回答を除いて集計している。

図4 産業別正社員等労働者過不足判断D.I.



注: 無回答を除いて集計している。
 「5月調査」は5月1日現在、「8月調査」は8月1日現在の状況である。

3 労働者の過不足に関する対応状況

(1) 労働者が不足している部門等への対応状況

労働者が不足している部門等に何らかの対応をした事業所の割合（令和8(2026)年4～6月期実績）をみると、調査産業計で67%となった。

「対応した」事業所について、対応内容（複数回答）をみると、調査産業計では「中途採用の開始・拡大・強化」とする事業所の割合が66%と最も多く、次いで「新規学卒者の採用の開始・拡大・強化」49%、「業務の効率化の推進」42%などとなった。（表5－1、付属統計表第5－1表）

表5－1 産業、労働者が不足している部門等への対応状況別事業所割合（令和8(2026)年4～6月期実績）

（単位：％）

産 業	労働者が不足している部門等がある	対応した	対応内容(複数回答)										労働条件の改善	
			採用促進・受け入れ等											
			化新 規学 卒者 の採 用の 開始 ・拡 大・ 強	中 途採 用の 開始 ・拡 大・ 強 化	臨 時、 パート タイム 労働 者の 採用	配 置転 換に よる 労働 者の 受け 入れ	出 向者 の受 入れ	外 部人 材（ 派遣 労働 者等 ）の 受け 入れ	の定 年延 長・ 定年 廃止 、再 雇用 者 ¹⁾	正 社員 以外 から 正社 員へ の登 用				
調 査 産 業 計	81	67 (100)	(49)	(66)	(37)	(14)	(7)	(22)	(22)	(21)	(38)	(13)		
令和8(2026)年1～3月期実績(調査産業計)	81	63 (100)	(39)	(69)	(39)	(15)	(6)	(21)	(22)	(19)	(24)	(12)		
建 設 業	82	71 (100)	(66)	(80)	(8)	(7)	(8)	(16)	(22)	(17)	(45)	(16)		
製 造 業	81	69 (100)	(56)	(67)	(23)	(16)	(9)	(38)	(24)	(23)	(41)	(12)		
情 報 通 信 業	78	70 (100)	(62)	(71)	(16)	(10)	(14)	(22)	(26)	(19)	(33)	(7)		
運 輸 業 , 郵 便 業	87	67 (100)	(32)	(67)	(32)	(10)	(4)	(16)	(29)	(19)	(34)	(15)		
卸 売 業 , 小 売 業	75	59 (100)	(48)	(49)	(57)	(19)	(6)	(17)	(17)	(22)	(32)	(11)		
金 融 業 , 保 険 業	59	44 (100)	(55)	(61)	(23)	(20)	(17)	(22)	(22)	(14)	(22)	(3)		
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	75	60 (100)	(42)	(77)	(38)	(20)	(13)	(15)	(22)	(20)	(28)	(12)		
学術研究,専門・技術サービス業	82	71 (100)	(69)	(75)	(23)	(21)	(14)	(19)	(16)	(20)	(39)	(12)		
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	74	60 (100)	(45)	(57)	(62)	(12)	(7)	(13)	(9)	(26)	(29)	(13)		
生活関連サービス業,娯楽業	75	56 (100)	(37)	(57)	(62)	(8)	(4)	(13)	(12)	(14)	(23)	(19)		
医 療 , 福 祉	85	72 (100)	(51)	(70)	(46)	(10)	(3)	(19)	(23)	(21)	(42)	(12)		
サービス業(他に分類されないもの)	83	67 (100)	(31)	(65)	(51)	(22)	(6)	(11)	(21)	(22)	(37)	(17)		

産 業	労働者が不足している部門等はない	対応内容(複数回答)(つづき)										特別な対応をしていない	労働者が不足している部門等はない
		労働条件の改善(つづき)				業務の調整等							
		在職者の労働条件の改善(賃金)	の他、職者の 制度の削減、 休暇の充減、 育児取得、 支援など	福 利厚 生の 改善 (労働 条件 以外 の)	能 育 訓練 ・能 力開 発に よる 業務 可 拓	増 加 時 間 外 労働 (残業 や休 日出 勤)の	省 力化 投資 の実 施	外 注化 ・下 請化 等の 推進	業 務の 効率 化の 推進	事 業の 縮小 ・見 直し の実 施	人 事・ 能力 評価 基準 の見 直し		
調 査 産 業 計	(40)	(20)	(11)	(15)	(16)	(12)	(7)	(42)	(4)	(8)	14	19	
令和8(2026)年1～3月期実績(調査産業計)	(21)	(16)	(8)	(14)	(17)	(12)	(7)	(39)	(4)	(8)	18	19	
建 設 業	(39)	(25)	(14)	(15)	(7)	(12)	(16)	(42)	(1)	(9)	11	18	
製 造 業	(44)	(18)	(11)	(17)	(22)	(18)	(8)	(50)	(3)	(8)	11	19	
情 報 通 信 業	(36)	(19)	(11)	(16)	(10)	(8)	(12)	(37)	(2)	(13)	8	22	
運 輸 業 , 郵 便 業	(36)	(26)	(15)	(15)	(15)	(6)	(6)	(40)	(5)	(6)	20	13	
卸 売 業 , 小 売 業	(37)	(20)	(11)	(15)	(17)	(12)	(4)	(46)	(2)	(8)	15	25	
金 融 業 , 保 険 業	(28)	(17)	(9)	(11)	(16)	(6)	(2)	(41)	(-)	(11)	15	41	
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	(33)	(20)	(12)	(16)	(13)	(10)	(6)	(39)	(4)	(10)	15	25	
学術研究,専門・技術サービス業	(42)	(25)	(17)	(18)	(15)	(15)	(14)	(44)	(5)	(12)	10	18	
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	(21)	(16)	(8)	(10)	(13)	(9)	(-)	(28)	(5)	(10)	14	26	
生活関連サービス業,娯楽業	(29)	(18)	(16)	(10)	(16)	(12)	(9)	(35)	(4)	(7)	18	25	
医 療 , 福 祉	(46)	(22)	(9)	(13)	(13)	(12)	(3)	(40)	(5)	(8)	13	15	
サービス業(他に分類されないもの)	(36)	(19)	(8)	(15)	(16)	(6)	(12)	(35)	(7)	(7)	16	17	

注：無回答を「労働者が不足している部門等はない」と回答したとみなして集計している。

1) 「再雇用者」には定年退職後に継続雇用した者だけでなく、子育てのために一旦退職した女性などを再雇用した場合も含む。

(2) 労働者が過剰となっている部門等への対応状況

労働者が過剰となっている部門等に何らかの対応をした事業所の割合（令和8（2026）年4～6月期実績）をみると、調査産業計で7%となった。

「対応した」事業所について、対応内容（複数回答）をみると、調査産業計では「残業規制」とする事業所の割合が32%と最も多く、次いで「配置転換による労働者の送出し」30%、「中途採用の削減・停止」24%などとなった。（表5-2、付属統計表第5-2表）

表5-2 産業、労働者が過剰となっている部門等への対応状況別事業所割合（令和8(2026)年4～6月期実績）

(単位:%)

産 業		労働者が過剰となっている部門等がある	対応した	対応内容(複数回答)													特別な対応をしていない	労働者が過剰となっている部門等はない
				採用抑制・送出し等						業務の調整等								
				新規学卒者の採用の抑制・停止	中途採用の削減・停止	臨時、パートタイム労働者の再契約停止・解雇	配置転換による労働者の送出し	出向者の送出し	外部人材（派遣労働者等）の削減	希望退職者の募集、解雇	残業規制	休日の振替、夏期休暇等の休日・休暇の増加	一時休業（一時帰休）	所定内労働時間の短縮	賃金等労働費用の削減	下請・外注の削減		
調 査 産 業 計	22	7 (100)	(17)	(24)	(9)	(30)	(13)	(19)	(4)		(32)	(10)	(2)	(6)	(4)	(5)	16	78
令和8(2026)年1～3月期実績(調査産業計)	24	6 (100)	(18)	(26)	(11)	(35)	(9)	(20)	(5)		(26)	(8)	(-)	(5)	(3)	(6)	17	76
建 設 業	21	6 (100)	(19)	(19)	(6)	(31)	(6)	(13)	(6)		(19)	(38)	(-)	(-)	(-)	(-)	15	79
製 造 業	27	11 (100)	(15)	(25)	(5)	(36)	(18)	(23)	(4)		(29)	(5)	(-)	(2)	(1)	(3)	16	73
情 報 通 信 業	20	7 (100)	(17)	(17)	(-)	(33)	(17)	(17)	(-)		(8)	(17)	(-)	(-)	(-)	(17)	14	80
運 輸 業 , 郵 便 業	27	5 (100)	(18)	(18)	(-)	(27)	(18)	(9)	(-)		(45)	(18)	(9)	(-)	(-)	(9)	22	73
卸 売 業 , 小 売 業	24	8 (100)	(21)	(18)	(21)	(42)	(13)	(16)	(10)		(44)	(6)	(4)	(7)	(4)	(4)	16	76
金 融 業 , 保 険 業	17	3 (100)	(-)	(20)	(-)	(60)	(-)	(-)	(-)		(-)	(20)	(-)	(-)	(-)	(-)	14	83
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	14	3 (100)	(40)	(60)	(20)	(40)	(-)	(20)	(20)		(-)	(-)	(-)	(-)	(20)	(-)	11	86
学術研究,専門・技術サービス業	18	6 (100)	(17)	(25)	(8)	(17)	(-)	(-)	(-)		(25)	(25)	(-)	(8)	(-)	(-)	12	82
宿 泊 業 , 飲 食 サービス業	20	3 (100)	(-)	(60)	(-)	(-)	(-)	(20)	(-)		(80)	(-)	(-)	(20)	(20)	(20)	16	80
生活関連サービス業,娯楽業	28	5 (100)	(50)	(40)	(-)	(10)	(10)	(30)	(10)		(30)	(10)	(-)	(30)	(10)	(10)	23	72
医 療 , 福 祉	20	5 (100)	(21)	(29)	(14)	(7)	(7)	(29)	(-)		(29)	(14)	(-)	(7)	(7)	(7)	14	80
サービス業(他に分類されないもの)	17	3 (100)	(-)	(17)	(17)	(17)	(-)	(-)	(-)		(33)	(17)	(17)	(33)	(17)	(-)	14	83

注：無回答を「労働者が過剰となっている部門等はない」と回答したとみなして集計している。

【ここからは8月調査の特別項目（調査期ごとに異なる項目）となります。】

4 令和7(2025)年度新規学卒者の採用枠での募集

(1) 新規学卒者の採用枠での募集状況

令和7(2025)年度新規学卒者の採用枠で正社員の募集を「行った」事業所の割合は、調査産業計で58%となった。

上記事業所について、募集時期をみると、調査産業計では「年間を通して随時」とする割合が52%と最も多く、次いで「春季（3月～5月頃）のみ」25%、「年複数回（春季と秋季など）」13%などとなった。

(表6)

表6 令和7(2025)年度新規学卒者の採用枠での正社員の募集の有無、募集時期別事業所割合

(単位:%)

(単位：万人)

産 業	計	令和7(2025)年度新規学卒者の採用枠での正社員の募集の有無								無回答
		行った	募集時期					行わなかった	本社等でしか回答できない	
			春季(3月～5月頃)のみ	年複数回(春季と秋季など)	年間を通して随時	左記以外	無回答			
調 査 産 業 計	100	58 (100)	(25)	(13)	(52)	(8)	(2)	29	12	1
令和7(2025)年8月調査(調査産業計) 1)	100	59 (100)	(26)	(13)	(50)	(8)	(3)	28	12	0
建設業	100	68 (100)	(16)	(8)	(67)	(7)	(2)	20	12	-
製造業	100	72 (100)	(31)	(14)	(41)	(12)	(2)	20	7	-
情報通信業	100	71 (100)	(29)	(21)	(38)	(11)	(1)	22	6	1
運輸業, 郵便業	100	40 (100)	(30)	(14)	(47)	(9)	(1)	41	18	1
卸売業, 小売業	100	54 (100)	(31)	(13)	(47)	(7)	(3)	24	20	1
金融業, 保険業	100	61 (100)	(56)	(11)	(26)	(6)	(1)	19	21	-
不動産業, 物品賃貸業	100	55 (100)	(38)	(11)	(45)	(3)	(2)	34	10	1
学術研究, 専門・技術サービス業	100	75 (100)	(20)	(21)	(53)	(5)	(1)	20	5	0
宿泊業, 飲食サービス業	100	45 (100)	(16)	(14)	(59)	(3)	(8)	33	20	2
生活関連サービス業, 娯楽業	100	40 (100)	(26)	(10)	(53)	(9)	(3)	47	12	1
医療, 福祉	100	61 (100)	(13)	(9)	(70)	(5)	(2)	29	10	0
サービス業(他に分類されないもの)	100	33 (100)	(16)	(10)	(69)	(3)	(1)	54	12	1

注: 「正社員」とは、調査対象事業所で正社員とする者をいう(表7～表9も同じ)。

1) 令和7(2025)年8月調査は、令和6(2024)年度新規学卒者について調査をしている(表7～表9も同じ)。

(2) 募集時期が「春季（3月～5月頃）のみ」であった事業所の今後の春季以外の時期の募集予定

令和7(2025)年度新規学卒者の採用枠での正社員の募集時期が「春季（3月～5月頃）のみ」であった事業所について、今後、春季に加えて他の時期にも募集を行う予定の有無をみると、調査産業計では「未定」とする事業所の割合が50%と最も多く、次いで「全く予定していない」20%、「検討している」15%、「予定している」13%となった(表7)。

表7 令和7(2025)年度新規学卒者の採用枠での正社員の募集時期が「春季(3月～5月頃)のみ」の事業所が、今後、春季に加えて他の時期にも募集を行う予定の有無別事業所割合(令和8(2026)年8月1日現在)

(単位:%)

産 業	令和7(2025)年度新規学卒者の採用枠での正社員の募集時期が「春季(3月～5月頃)のみ」	春季に加えて他の時期にも募集を行う予定				
		予定している	検討している	全く予定していない	未定	無回答
		<25>	<26>	<16>	<31>	<29>
調 査 産 業 計	100	13	15	20	50	2
令和7(2025)年8月調査(調査産業計)	100	10	12	25	48	4
建設業	100	20	17	13	47	3
製造業	100	11	15	23	49	2
情報通信業	100	8	11	32	50	-
運輸業, 郵便業	100	29	7	11	46	7
卸売業, 小売業	100	14	13	15	56	2
金融業, 保険業	100	4	6	16	67	6
不動産業, 物品賃貸業	100	5	11	38	46	-
学術研究, 専門・技術サービス業	100	9	6	16	69	-
宿泊業, 飲食サービス業	100	10	20	10	60	-
生活関連サービス業, 娯楽業	100	19	10	24	43	5
医療, 福祉	100	5	36	23	36	-
サービス業(他に分類されないもの)	100	27	18	-	55	-

注: < >は、令和7(2025)年度新規学卒者の採用枠で正社員の募集を行った事業所を100とした割合である。

(3) 既卒者の応募可否及び採用状況

令和7(2025)年度新規学卒者の採用枠で正社員の募集を「行った」事業所のうち、「既卒者は応募可能だった」とする事業所の割合は、調査産業計で73%となり、そのうち「採用にいたった」は44%となった(表8)。

表8 令和7(2025)年度新規学卒者の採用枠で正社員を募集した際の既卒者の応募の可否及び採用状況別事業所割合

(単位:%)

産 業	令和7(2025)年度 新規学卒者の採用 枠で正社員の 募集を行った	既卒者の応募の可否及び採用状況				
		既卒者は応募 可能だった	採用に いたった	採用に いたらなかった	応募不可 だった	無回答
調 査 産 業 計	[58] 100	73 (100)	(44)	(56)	24	3
令和7(2025)年8月調査(調査産業計)	[59] 100	71 (100)	(43)	(57)	26	2
建 設 業	[68] 100	79 (100)	(34)	(66)	17	4
製 造 業	[72] 100	60 (100)	(34)	(66)	37	3
情 報 通 信 業	[71] 100	78 (100)	(41)	(59)	20	2
運 輸 業 , 郵 便 業	[40] 100	74 (100)	(39)	(61)	21	4
卸 売 業 , 小 売 業	[54] 100	75 (100)	(54)	(46)	22	3
金 融 業 , 保 険 業	[61] 100	76 (100)	(45)	(55)	23	1
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[55] 100	64 (100)	(31)	(69)	36	-
学術研究, 専門・技術サービス業	[75] 100	72 (100)	(38)	(62)	27	1
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[45] 100	89 (100)	(37)	(63)	11	-
生活関連サービス業, 娯楽業	[40] 100	79 (100)	(44)	(56)	20	1
医 療 , 福 祉	[61] 100	85 (100)	(56)	(44)	13	2
サービス業(他に分類されないもの)	[33] 100	79 (100)	(48)	(52)	19	1

注: []は、全有効回答事業所を100とした割合である。

「既卒者」とは、学校卒業後すぐに調査対象事業所に就職する者以外で、35歳未満の者をいう。勤務経験の有無は問わない。

(4) 既卒者の新規学卒者の採用枠での応募についての今後の方針

既卒者の新規学卒者の採用枠での応募についての今後の方針をみると、調査産業計では「現在のところ未定」とする事業所の割合が31%と最も多く、次いで「応募可能としたい」30%、「本社等でしか回答できない」16%、「年齢によって応募可能としたい」14%、「応募不可としたい」3%となった(表9)。

表9 既卒者の新規学卒者の採用枠での応募についての今後の方針別事業所割合(令和8(2026)年8月1日現在)

(単位:%)

産 業	計	既卒者の新規学卒者の採用枠での応募の今後の方針					
		応募可能 としたい	年齢によ って応募可能 としたい	応募不可 としたい	現在のところ 未定	本社等で しか回答 できない	無回答
調 査 産 業 計	100	30	14	3	31	16	6
令和7(2025)年8月調査(調査産業計)	100	31	13	3	31	16	5
建 設 業	100	33	23	1	22	12	8
製 造 業	100	24	15	5	33	19	4
情 報 通 信 業	100	30	29	2	27	9	3
運 輸 業 , 郵 便 業	100	27	8	3	29	23	10
卸 売 業 , 小 売 業	100	25	11	2	32	21	8
金 融 業 , 保 険 業	100	19	21	4	24	27	5
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100	25	11	7	42	12	4
学術研究, 専門・技術サービス業	100	26	22	5	36	8	3
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100	32	10	3	24	22	9
生活関連サービス業, 娯楽業	100	20	13	2	44	15	5
医 療 , 福 祉	100	44	13	2	25	9	7
サービス業(他に分類されないもの)	100	29	9	4	40	12	6

注: 「既卒者」とは、学校卒業後すぐに調査対象事業所に就職する者以外で、35歳未満の者をいう。勤務経験の有無は問わない。

5 働き方改革の取組

(1) 長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現への取組

長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に「取り組んでいる」事業所の割合は調査産業計で76%、「改善の必要がない職場環境である（長時間労働は行われていない、多様で柔軟な働き方をするような性質の仕事ではないなど）」17%、「取り組んでいない」6%となった。

「取り組んでいる」事業所について、取組内容（複数回答）をみると、調査産業計では「業務の効率化を進める」とする事業所の割合が68%と最も多く、次いで「時間外労働の事前申告制」53%、「省力化投資（機械化・自動化、IT化）を行う」46%などとなった。（表10）

表10 産業・企業規模、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現への取組の有無及び取組内容別事業所割合
（令和8(2026)年8月1日現在）

（単位：%）

産業・企業規模	計	長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現への取組																改善の必要がない職場環境である （長時間労働は行われていない、多様で柔軟な働き方を するような性質の仕事ではないなど）	取り組んでいない（左記以外）	無回答
		取り組んでいる	取組内容(複数回答)										業務等の見直し	事業の縮小・見直し ⁵⁾ を行う						
			ノー残業デーの徹底	時間外労働の事前申告制	長時間労働抑制に関する数値目標の設定	〔勤務間インターバル ¹⁾ 制度〕の導入・活用	フレックスタイム」等の柔軟な就業時間管理	テレワーク制度」の導入・活用	〔多様な正社員〕 ²⁾ の導入・活用	朝型勤務・「ゆう活」 ³⁾ の実施	副業・兼業の推進・容認	省力化投資（機械化・自動化、IT化）を行う			業務の効率化 ⁴⁾ を進める	周辺業務の外部委託（アウトソーシング）を進める				
調査産業計	100	76 (100)	(25)	(53)	(42)	(18)	(31)	(27)	(17)	(3)	(17)	(46)	(68)	(17)	(7)	(0)	17	6	1	
令和7(2025)年8月調査(調査産業計)	100	78 (100)	(26)	(54)	(45)	(17)	(32)	(28)	(16)	(3)	(15)	(44)	(67)	(16)	(8)	(0)	16	5	1	
1,000人以上	100	90 (100)	(30)	(58)	(55)	(31)	(41)	(38)	(25)	(2)	(21)	(52)	(74)	(23)	(7)	(0)	6	2	1	
300～999人	100	83 (100)	(24)	(51)	(40)	(13)	(30)	(23)	(11)	(2)	(14)	(45)	(67)	(15)	(7)	(0)	12	4	1	
100～299人	100	68 (100)	(20)	(50)	(31)	(7)	(24)	(20)	(13)	(2)	(15)	(40)	(63)	(14)	(8)	(1)	21	9	2	
30～99人	100	57 (100)	(19)	(48)	(28)	(7)	(16)	(16)	(12)	(5)	(14)	(39)	(62)	(11)	(6)	(0)	34	9	1	
建設業	100	79 (100)	(41)	(56)	(50)	(18)	(28)	(28)	(13)	(3)	(6)	(52)	(73)	(23)	(4)	(-)	16	4	1	
製造業	100	81 (100)	(34)	(55)	(52)	(22)	(44)	(36)	(16)	(2)	(18)	(53)	(74)	(22)	(6)	(0)	15	4	0	
情報通信業	100	89 (100)	(20)	(47)	(41)	(18)	(63)	(80)	(17)	(3)	(27)	(44)	(67)	(25)	(5)	(-)	7	4	1	
運輸業，郵便業	100	74 (100)	(10)	(30)	(56)	(18)	(21)	(10)	(15)	(2)	(6)	(33)	(71)	(15)	(10)	(1)	16	9	0	
卸売業，小売業	100	83 (100)	(24)	(65)	(46)	(31)	(27)	(27)	(21)	(3)	(13)	(43)	(69)	(16)	(6)	(-)	14	3	0	
金融業，保険業	100	90 (100)	(57)	(61)	(42)	(25)	(53)	(52)	(30)	(3)	(31)	(55)	(79)	(19)	(8)	(1)	6	2	1	
不動産業，物品賃貸業	100	79 (100)	(25)	(58)	(36)	(9)	(39)	(34)	(19)	(7)	(12)	(43)	(64)	(17)	(7)	(-)	15	6	-	
学術研究，専門・技術サービス業	100	91 (100)	(34)	(48)	(36)	(12)	(46)	(57)	(20)	(2)	(17)	(51)	(71)	(19)	(2)	(-)	6	1	1	
宿泊業，飲食サービス業	100	69 (100)	(8)	(27)	(50)	(11)	(24)	(6)	(22)	(1)	(8)	(31)	(60)	(11)	(7)	(1)	17	13	1	
生活関連サービス業，娯楽業	100	64 (100)	(18)	(54)	(27)	(13)	(20)	(16)	(14)	(4)	(16)	(35)	(65)	(12)	(12)	(1)	27	8	0	
医療，福祉	100	73 (100)	(17)	(57)	(19)	(10)	(11)	(4)	(17)	(3)	(22)	(52)	(64)	(11)	(9)	(1)	18	6	3	
サービス業(他に分類されないもの)	100	58 (100)	(18)	(44)	(43)	(3)	(25)	(26)	(8)	(3)	(17)	(31)	(57)	(14)	(9)	(-)	30	9	3	

注： 1) 「勤務間インターバル」とは、実際の終業時刻から次の始業時刻までの間に一定時間の休息時間を設けることをいう。なお、実際の終業時刻から始業時刻までの具体的な時間数を定めていない場合は該当しない。

2) 「多様な正社員」とは、職務、勤務地、勤務時間等が限定される正社員をいう。

3) 「ゆう活」とは、朝型勤務などを推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えるものをいう。

4) 「業務の効率化」とは、無駄な業務の削減、仕事の分担・進め方の見直し等をいう。

5) 「事業の縮小・見直し」とは、営業時間の短縮、製品・サービスの絞り込み等をいう。

(2) 雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保の実現に向けた取組

同一労働同一賃金など、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保の実現に向けて「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所の割合は調査産業計で61%、「検討の結果、待遇の見直しは必要ないと判断した」20%、「取り組んでいない」7%、「異なる雇用形態が存在しない」8%となった。

「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所について、取組内容（複数回答）をみると、調査産業計では「諸手当」及び「福利厚生」とする事業所の割合がいずれも56%と最も多く、次いで「基本給」53%などとなった。（表11）

表11 産業・企業規模、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保の実現に向けた取組の有無及び取組内容別事業所割合（令和8(2026)年8月1日現在）

（単位：％）

産業・企業規模	計	雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保の実現に向けた取組									
		取り組んでいる又は取り組んだ	取組内容（複数回答）				無回答	検討の結果、待遇の見直しは必要ないと判断した	取り組んでいない（右記以外）	異なる雇用形態が存在しない	無回答
			基本給	諸手当	福利厚生	（左記3つ以外 教育訓練の実施など）					
調査産業計	100	61 (100)	(53)	(56)	(56)	(29)	(0)	20	7	8	3
令和7(2025)年8月調査(調査産業計)	100	62 (100)	(56)	(53)	(54)	(28)	(1)	21	6	8	3
1,000人以上	100	71 (100)	(56)	(58)	(60)	(34)	(0)	13	5	7	3
300～999人	100	64 (100)	(49)	(54)	(60)	(31)	(-)	22	7	5	2
100～299人	100	58 (100)	(49)	(57)	(52)	(23)	(1)	23	9	8	2
30～99人	100	47 (100)	(56)	(51)	(48)	(25)	(1)	26	8	14	3
建設業	100	53 (100)	(65)	(55)	(68)	(30)	(-)	21	10	15	1
製造業	100	66 (100)	(55)	(55)	(60)	(37)	(0)	20	6	7	1
情報通信業	100	65 (100)	(62)	(63)	(63)	(32)	(-)	20	6	8	1
運輸業，郵便業	100	59 (100)	(62)	(53)	(47)	(20)	(-)	18	6	14	3
卸売業，小売業	100	61 (100)	(51)	(49)	(57)	(29)	(-)	17	8	10	3
金融業，保険業	100	62 (100)	(53)	(53)	(63)	(31)	(-)	22	5	6	6
不動産業，物品賃貸業	100	53 (100)	(53)	(57)	(52)	(31)	(-)	31	9	7	1
学術研究，専門・技術サービス業	100	63 (100)	(55)	(48)	(65)	(36)	(-)	17	7	11	2
宿泊業，飲食サービス業	100	55 (100)	(48)	(42)	(44)	(20)	(-)	24	11	5	4
生活関連サービス業，娯楽業	100	54 (100)	(53)	(52)	(56)	(16)	(-)	27	8	5	5
医療，福祉	100	65 (100)	(41)	(65)	(51)	(25)	(2)	22	7	3	3
サービス業(他に分類されないもの)	100	51 (100)	(60)	(50)	(55)	(26)	(-)	20	8	15	5